

令和8年度 琴浦町一般廃棄物処理計画

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号)第6条第1項の規定に基づき、令和8年度琴浦町一般廃棄物処理計画を定める。本計画に基づき、町民が健康で文化的な生活を営むため、公衆衛生の保全及び向上に努め適正に収集運搬、処理を行うものとする。

2. 一般廃棄物処理基本事項

(1) 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

(2) 計画処理区域

琴浦町全域

(3) 計画区域内の人口

15,374人(令和8年2月28日時点)

(4) 計画対象の廃棄物

計画処理区域内で発生する一般廃棄物で、一般家庭の日常生活に伴って排出される「家庭系一般廃棄物」と事業活動によって排出される「事業系一般廃棄物」とする。

3. 一般廃棄物の排出量(見込み)

区分	排出量
可燃ごみ	3,367 t
不燃ごみ	100 t
小型家電	14 t
有害ごみ	5 t
可燃粗大ごみ	158 t
不燃粗大ごみ	55 t
プラスチック類	200 t
ペットボトル	32 t

区分	排出量
発泡・トレー	7 t
びん	69 t
缶類	30 t
し尿	1,448 t
浄化槽汚泥	829 t
農業集落排水汚泥	1,140 t
紙類	28 t
布類	36 t

4. 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

琴浦町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成16年琴浦町条例第3条)に基づき、再生資源の回収、分別収集、再利用の推進、一般廃棄物の減量の推進及び適正処理を図る。

(1) 再生資源の回収、分別収集、再利用の推進について

- ア 町の行う再生資源ごみ委託収集で収集可能な物について「ごみの区分と出し方」、「収集日程表」、「スマートフォンアプリ」等を活用し、周知を図る。
- イ 資源回収団体による資源ごみ回収を推進し、紙類、びん、缶類の再資源化を促進し、排出抑制を図る。

(2) 一般廃棄物の減量、適正処理について

- ア 住民へ再生資源として分別できる物を周知し、可燃ごみ・可燃粗大ごみなどの減量を図る。
- イ 河川や道路への不法投棄、野焼きを防止するため、広報や不法投棄監視員・各関係機関と連携し、廃棄物の適正処理を行う。

ウ ごみの減量化を図るため、ごみの減量や分別の方法について、住民への周知啓発を行う。また、ごみの減量と合わせてごみ処理を安定的に継続していくため、プラスチック全般の一括回収を行うとともに、新たな分別区分の検討を行う。

5. 分別して収集（ステーション回収）するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

分別区分		主な品目	
①可燃ごみ	生ごみ類	野菜・魚・肉などの調理くず、食べ残し、お茶がら、固めた食用油等の台所ごみ など	
	紙くず類	ビニール・セロハン等でコーティングされた紙、紙くず、使い捨てカイロ、紙おむつ(汚物は取り除く) など	
	木くず類	草(土は取り除く)、落ち葉、木片、植木の剪定枝 など	
	布くず類	ハギレ、綿、布地、再生資源として不適當な布類 など	
②プラスチック類		プラスチックのみでできた容器包装及び製品	
③不燃ごみ	金属類	料理用器具(鍋、やかん、フライパンなど)、金属キャップ(ふた)、アルミホイル、アルミ箔、包丁(刃物部分の保護を行う) など	
	陶磁器類	茶碗・皿などの食器、土鍋、花瓶、七輪 など	
	ガラス類	化粧品のびん、中が洗いにくい食用油・ドレッシング等のびん・缶等、ガラスの食器類、割れた鏡・ガラスの破片 など	
	その他	傘、乾電池、ケーブル線、砥石、すずり、一斗缶に入る大きさのものなど ※傘などの分解して可燃部分と分離できるものは、分別	
④小型家電		CD プレーヤー、懐中電灯、ドライヤーなど	
⑤びん類		ジュースびん、洋酒びん(日本酒の小びん等)、ドリンクびん、調味料等のびん など ※一升びん、ビールびんは資源回収又は酒屋さんへ	
⑥缶類		ビール・ジュース缶、缶詰(中身のないもの)ガスカセットボンベやスプレー缶(使い切って穴を開けて)など	
⑦紙・布類	紙類	新聞紙	新聞紙 ※広告等は取り除き、ビニール袋は可燃、冊子は雑誌類
		雑誌(紙類)	カタログ、パンフレット、包装紙、郵便物、単片の紙、雑誌、封筒など
		段ボール	段ボール ※厚紙等は雑紙類(紙類)にて収集
		布類	古着(化繊の衣類も含む)、毛布など
⑧紙パック		牛乳・ジュース類パックなど	
⑨発泡スチロール、トレー		食品用トレー、発泡スチロール容器、電気製品等の包装材発泡スチロール など	
⑩ペットボトル		飲料用、酒類(日本酒、焼酎、ウイスキー、本みりん等)、しょう油のペットボトル など	
⑪可燃性粗大ごみ		木製の家具、畳、障子戸、カーペット、じゅうたん、布団など	
⑫不燃性粗大ごみ		家庭用電気製品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、衣類乾燥機を除く)、電気こたつ(電熱器具を外せば可燃性粗大ごみ)、ワープロ、一斗缶、自転車、三輪車、一輪車、車椅子、乳母車、物干し竿(2m 以内)、金属製の家具 など	
⑬有害ごみ		蛍光管(直管型、環型、電球型)、乾電池(単1～5、9V)、ボタン電池、充電機一体型製品(充電機が取り外せない小型家電; 電気シェーバーなど)、充電式電池(モバイルバッテリーを含む)	

家電リサイクル法の施行にともない「エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機」は収集しない。

6. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 家庭系ごみ

家庭系ごみは、町が委託する収集運搬業者が集積所（ステーション）から収集・運搬し、処理施設へ搬入するほか、排出者本人が直接搬入を行うものとする。また、個別収集等の個別方式については、町が許可した一般廃棄物収集運搬業者が収集・運搬し、処理施設へ搬入する。

ただし、プラスチック類については、町が委託する収集運搬業者が集積所から収集・運搬したものに限り処理施設にて受入れを行う。

分別区分	収集ごみ(ステーション)		直接搬入	搬入先 (処理施設)
	収集頻度	処理手数料	処理手数料	
①可燃ごみ	週2回	大 32 円 小 19 円	10kg までごとに 310 円	ほうきりサイ クルセンタ ー
②プラスチック類	週1回	大 16 円 小 9 円	—	因幡環境整 備株式会社
③不燃ごみ・有害ごみ	月1回	—	10kg までごとに 430 円/10kg	ほうきりサイ クルセンタ ー
④小型家電	月1回	—	—	
⑤びん類	月1回	—	10kg までごとに 430 円/10kg	
⑥缶類	月2回	—	10kg までごとに 80 円/10kg	
⑦紙・布類	月1回	—	—	
⑧牛乳パック	月1回	—	—	
⑨発泡スチロール、トレー	月1回	—	—	
⑩ペットボトル	月1回	—	10kg までごとに 80 円/10kg	
⑪可燃性粗大ごみ	年3回	—	10kg までごとに 410 円/10kg	
⑫不燃性粗大ごみ	年3回	—	10kg までごとに 430 円/10kg	

(2) 事業系一般廃棄物

事業者自らが運搬するもの以外は、個別方式により、町が許可した一般廃棄物処理業者が収集及び運搬を行い、搬入する。

(3) し尿及び浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥の収集及び運搬

町が許可した業者が個別収集及び運搬を行う。

分別区分	搬入先 (処理施設)
①し尿	中部クリーンセンター
②浄化槽汚泥	

7. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) 中間処理施設

ほうきりサイクルセンターは平成8年（1996年）3月の竣工後、基幹的改良事業による施設の延命化を行い、処理を継続している状況である。一方、延命化期間は令和10年度（2028年度）までとなっており、新たな中間処理体制の構築に向けた検討が必要となる。国においては、プラスチック製容器包装・製品について市町村やリサイクル業者との連携による一体的な処理等の検討もされていることも踏まえ、社会情勢に対応しながら、中間処理体制の適宜見直しを行っていくものとする。

施設名	ほうきりサイクルセンター
所在地	鳥取県倉吉市巖城 1637 番地 9
竣工年月等	竣工；平成8年（1996年）3月 基幹的改良；平成27年（2015年）3月完了
焼却炉形式	全連続燃焼式焼却炉
破砕機形式	回転式破砕機
施設規模	焼却炉；200 t/日（100 t/日×2炉） 粗大ごみ処理施設；45 t/5時間
管理主体	鳥取中部ふるさと広域連合

(2) し尿処理施設

し尿等処理を行っている中部クリーンセンターでは老朽化が進行しており、し尿等及びごみを複合的に処理する施設や発電設備等の様々な可能性を考慮していくものとする。

施設名	中部クリーンセンター
所在地	鳥取県倉吉市小田 468 番地 1
竣工年月等	竣工；平成4年（1992年）3月完了
処理能力	140kl/日（生し尿：107kl/日＋浄化槽汚泥：33kl/日）
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理（凝縮沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着）
放流水質	pH：5.8～8.6、BOD：10mg/L以下、SS：10mg/L以下、COD：20mg/L以下、T-N：10mg/L以下、T-P：1mg/L以下、色素：30℃以下、大腸菌：1000個/ml以下、
管理主体	鳥取中部ふるさと広域連合

(3) 最終処分場

クリーンランドほうきでは、令和2年（2020年）8月に増設工事が完了し、一定期間の埋立容量を確保しているとともに、今後も焼却残渣のセメント原料化等による最終処分量の削減を図り、継続的な埋立容量を確保している状態にある。ただし、埋立容量には限りがあることから、今後も継続的に埋立量の削減を図り、埋立容量の確保に努めていくものとする。

施設名	鳥取中部ふるさと広域連合 クリーンランドほうき	
所在地	鳥取県東伯郡北栄町国坂 1607 番地 10	
竣工年月等	第1期；平成15年（2003年）3月 第2期；令和2年（2020年）8月	
埋立構造	準好気性埋立構造 セル方式	
浸出水処理施設	接触ばっ気方式＋高度処理方法	
施設規模	埋立容量	第1期：56,000 m ³ 第2期：36,000 m ³
	処理能力	第1期：40 m ³ /日 第2期：160 m ³ /日
管理主体	鳥取中部ふるさと広域連合	